

通所リハビリテーションご利用料金（要介護）

■ ご利用料金

<保険費用>

- ・通所リハビリテーション基本利用料（円）

	1～2時間未満
<u>要介護1</u>	366円/日
<u>要介護2</u>	395円/日
<u>要介護3</u>	426円/日
<u>要介護4</u>	455円/日
<u>要介護5</u>	487円/日

- ・リハビリテーションマネジメント加算 (A) イ：560円/月（6ヶ月以内）
240円/月（6ヶ月を超える場合）
(A) ロ：593円/月（6ヶ月以内）
273円/月（6ヶ月を超える場合）
(B) イ：830円/月（6ヶ月以内）
510円/月（6ヶ月を超える場合）
(B) ロ：863円/月（6ヶ月以内）
543円/月（6ヶ月を超える場合）
- ・科学的介護推進体制加算：40円/月
- ・短期集中個別リハビリテーション実施加算：110円/日（3ヶ月以内）
- ・理学療法士等体制強化加算：30円/日
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅲ）：6円/日

※以下の算定項目は必要と判断された場合、ご相談させていただきます。

- ・認知症短期集中リハビリテーション実施加算：1920円/月（3ヶ月以内）
- ・生活行為向上リハビリテーション実施加算：1250円/月
- ・口腔機能向上加算：150円/回
- ・口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）：20円/回
（Ⅱ）：5円/回
- ・栄養アセスメント加算：50円/月
- ・栄養改善加算：200円/回
- ・送迎サービス利用しない場合：片道 -47円
- ・尚、介護保険適応の場合でも保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦1日当りの利用料を頂き、サービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書を後日市町村役場の担当窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

※保険対応外で希望によりサービスを行う場合は、実費（10割負担）にて請求させていただきます。

※介護負担割合が2、3割の方は、上記金額の2倍、3倍となります。ご了承ください。

通所リハビリテーションご利用料金（要支援）

■ ご利用料金

<保険費用>

- ・介護予防通所リハビリテーション基本利用料（円）

	1月当たりの利用料金（12ヶ月以内）	※12ヶ月を超える場合
<u>要支援1</u>	2,053円	-20円/月
<u>要支援2</u>	3,999円	-40円/月

- ・科学的介護推進体制加算 : 40円/月
- ・運動器機能向上加算 : 225円/月
- ・事業所評価加算 : 120円/月
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

	1月当たりの利用料金
<u>要支援1</u>	24円
<u>要支援2</u>	48円

※以下の算定項目は必要と判断された場合、ご相談させていただきます。

- ・生活行為向上リハビリテーション実施加算： 900円/月（3ヶ月以内）
450円/月（3ヶ月超え6ヶ月以内）

- ・尚、介護予防適応の場合でも保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦1日当たりの利用料を頂き、サービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書を後日市町村役場の担当窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

※保険対応外で希望によりサービスを行う場合は、実費（10割負担）にて請求させていただきます。

※介護負担割合が2、3割の方は、上記金額の2倍、3倍となります。ご了承ください。